

大阪府内のいずれかの自治体で、 令和3年6月1日以降の営業許可を取得すれば、 大阪府全域で営業ができるようになりました！

これまで大阪府全域で自動車や露店で営業するには、政令指定都市（大阪市及び堺市）、中核市（豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市）と大阪府（政令指定都市と中核市を除く）のそれぞれの自治体で飲食店営業等の営業許可が必要でした。

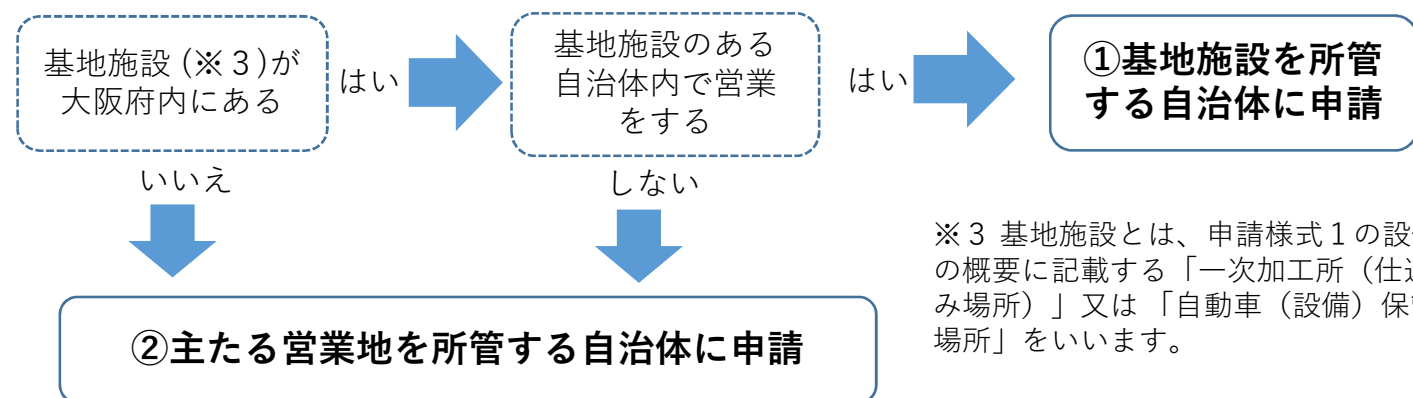
この度、大阪府内自治体で協議し、大阪府内のいずれかの自治体で令和3年6月1日以降の改正食品衛生法（以下「新法」という。）による営業許可を取得したものについては、大阪府全域で営業が可能となりました。（許可証は従来どおり「〇〇市内一円」や「府内一円（政令指定都市及び中核市を除く。）」等と記載されています。）

1 大阪府全域で営業できる許可対象 ※1

区分	業種 ※2
自動車（1台ごとに許可が必要です。）	飲食店営業（新法）、食肉処理業（新法）
露店（1テントごとに許可が必要です。）	飲食店営業（新法）

- ※1 令和3年6月1日以降の新法による営業許可が対象となり、令和3年5月31日以前に取得した改正前の食品衛生法第52条に基づく営業許可（以下「旧法許可」という。）は、適用対象外となります。
- ※2 自動車及び露店の許可業種として、旧法許可には菓子製造業や喫茶店営業等もありましたが、新法許可では飲食店営業1つに整理されています。

2 新たに営業許可を取得される方の申請窓口（①、②のいずれか）



※3 基地施設とは、申請様式1の設備の概要に記載する「一次加工所（仕込み場所）」又は「自動車（設備）保管場所」をいいます。

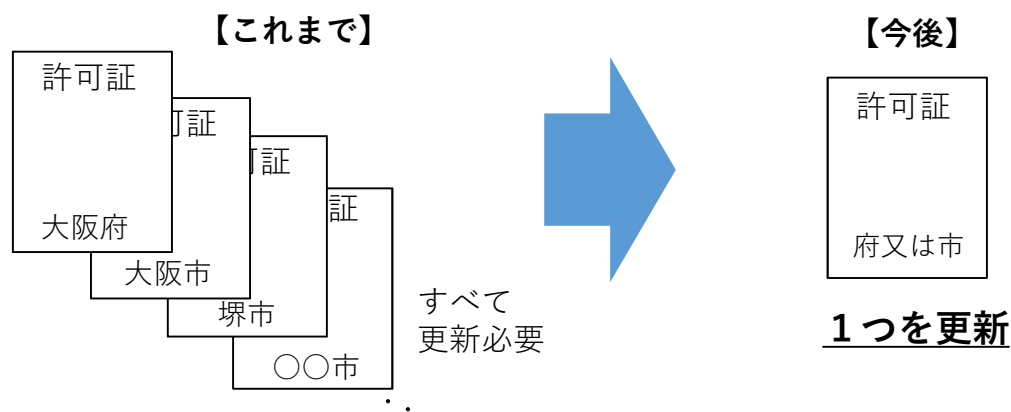
上記の窓口を原則としますが、申請先等についてご不明な点などがある場合は、各自治体にご相談ください。

★新法の許可を取得する方への留意点

1つの許可により大阪府全域で営業することができることにあたり、これまで各自治体で許可申請時（台帳作成）等に得ることのできた情報（許可証情報、図面、設備の概要、指導内容等）については、衛生確保の観点から、大阪府内の自治体内で必要に応じて共有します。

3 【自動車】旧法許可を、大阪府内の複数自治体でお持ちの方

- ◆旧法許可を受けている自治体内で営業することはこれまでどおり可能です。
- ◆1台に係る更新（継続新規：令和3年6月1日以降の初めての更新）手続きについて



- ◆1つの許可証となった後の変更届や廃止届は、営業許可を取得した保健所で手続きしてください。

4 【露店】旧法許可を、大阪府内の複数自治体でお持ちの方

- ◆旧法許可を受けている自治体内で営業することはこれまでどおり可能です。
- ◆更新手続きは、上記の自動車営業と同じです。
- ◆その他、何かご不明な点等がある場合は、許可を取得している自治体等へお問い合わせください。

5 申請手続きに必要なもの

- ◆食品衛生法改正により令和3年6月1日から営業許可の基準や申請書類が新しくなっています。

⇒ 事前に各保健所・生活衛生監視事務所等にお問い合わせください。

6 食品衛生法改正に伴い変更した点

- ◆設備基準が新法で見直されました。（給水タンクの容量など）
- ◆HACCPの考え方を取り入れた衛生管理が必要となりました。（衛生管理計画の作成など）
- ◆食品衛生責任者の設置が義務付けられました。（講習会の受講など）

⇒ 申請時に衛生指導を受ける必要があります。時間に余裕をもって来所してください。

7 問い合わせ先

- ◆申請窓口は、右の二次元コードの大阪府ホームページからお調べください。

